

令和2年4月7日

青森市政記者会 様

青森市税務部納税支援課長

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方に対する  
市税等の猶予制度について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、収入が減少した等の事情により、一時的に市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料のお支払いが困難となる場合は、別添のとおり納付相談を行っておりますので、取材・報道をよろしくお願いします。

【問合せ先】

青森市税務部納税支援課  
担当：主幹 矢野、主事 松田  
電話：017-734-5209

## 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方に対する

### 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料における猶予制度

#### 徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のようなケースに該当する場合は、徴収の猶予制度（地方税法第15条）がありますので、納税支援課までご相談ください。

#### （ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

#### （ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

#### （ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

#### （ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

#### 分割納付

- 上記以外で新型コロナウイルス感染症の影響により、市税等を一時に納付することができない場合、分割納付の制度（換価の猶予：地方税法第15条の6）がありますので、納税支援課までご相談ください。

**【お問合せ先】 青森市 税務部納税支援課**

**電話：017-734-5209**

**浪岡事務所納税支援課 電話：0172-62-1141**